

第95回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- ① 事業報告の当行の新株予約権等に関する事項
- ② 計算書類の個別注記表
- ③ 連結計算書類の連結注記表

〔 平成28年4月 1 日から
平成29年3月31日まで 〕

上記の事項につきましては、法令及び当行定款第27条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.chibakogyo-bank.co.jp/>) に掲載することにより開示しております。



株式会社千葉興業銀行

当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称：株式会社千葉興業銀行 第1回新株予約権 ② 新株予約権の数：115個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 11,500株 ④ 新株予約権の行使期間：平成26年7月15日から 平成56年7月14日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	4人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称：株式会社千葉興業銀行 第2回新株予約権 ② 新株予約権の数：96個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 9,600株 ④ 新株予約権の行使期間：平成27年8月5日から 平成57年8月4日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	4人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称：株式会社千葉興業銀行 第3回新株予約権 ② 新株予約権の数：245個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 24,500株 ④ 新株予約権の行使期間：平成28年7月22日から 平成58年7月21日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	4人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
執行役員	① 名称：株式会社千葉興業銀行 第3回新株予約権 ② 新株予約権の数：352個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 35,200株 ④ 新株予約権の行使期間：平成28年7月22日から 平成58年7月21日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	11人
使用人	—	—
子会社及び子法人等の 会社役員及び使用人	—	—

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	14 年～50 年
その他	3 年～20 年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として 5 年）に基づいて償却しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 19,440 百万円であります。

（２）退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として５年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として１０年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

（３）睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

８．ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号 平成 14 年 7 月 29 日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

９．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用）

法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日）を当事業年度に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ 12 百万円増加しております。

追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 26 号 平成 28 年 3 月 28 日）を当事業年度から適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

- １．関係会社の株式総額 733 百万円
- ２．貸出金のうち、破綻先債権額は 303 百万円、延滞債権額は 28,339 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は41百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,886百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は31,570百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,526百万円であります。

7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、1,015百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 46,411百万円

担保資産に対応する債務

預 金 575百万円

債券貸借取引受入担保金 17,230百万円

借 用 金 7,068百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券10,038百万円及びその他の資産55百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金1,679百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、466,832百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが423,596百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 22,769百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,000百万円が含まれております。

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は35,962百万円であります。

13. 関係会社に対する金銭債権総額 3,163百万円

14. 関係会社に対する金銭債務総額 10,604百万円

15. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、422百万円であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	419 百万円
役務取引等に係る収益総額	26 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	44 百万円
その他の取引に係る収益総額	－百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0 百万円
役務取引等に係る費用総額	871 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	－百万円
その他の取引に係る費用総額	2,548 百万円

2. 関連当事者との取引

属 性	会社等の名称	議決権の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科 目	期 末 残 高（百万円）
子会社	ちば興銀カードサービス株式会社	所有 直接 100	各種ローンの被保証債務取引	被債務保証	559,179	－	－

(注) 取引金額は、当事業年度末の被債務保証残高を記載しております。

3. 当事業年度において、以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、使用方法の変更及び地価の下落等により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 336 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
千葉県内	営業店舗 9 か所	土地及び建物等	320 百万円
〃	遊休資産 1 か所	土地	8 百万円
千葉県外	営業店舗 1 か所	建物等	8 百万円

資産のグルーピングの方法は、営業店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位、遊休資産については各資産単位としており、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当事業年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、不動産鑑定評価額等から処分費用見込額を控除して算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	59	1	6	54	(注1)
第四種優先株式	－	1,750	1,750	－	(注2)
合 計	59	1,751	1,756	54	

(注1) 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。また、自己株式の減少は、ストック・オプションの権利行使による減少であります。

(注2) 第四種優先株式の自己株式の増加及び減少は、平成 29 年 2 月の自己株式取得及び消却に伴うものであります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	33,705	33,976	270
	その他	1,000	1,042	42
	小計	34,705	35,018	312
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	2,257	2,235	△ 21
	その他	—	—	—
	小計	2,257	2,235	△ 21
合計		36,962	37,253	290

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	733
関連法人等株式	—
合計	733

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成 29 年 3 月 31 日現在）

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	26,156	12,796	13,360
	債券	255,975	253,620	2,354
	国債	62,295	61,530	765
	地方債	46,389	45,613	775
	社債	147,290	146,476	813
	その他	60,122	58,990	1,132
	小計	342,253	325,406	16,847
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	2,619	2,851	△ 231
	債券	31,962	32,383	△ 420
	国債	7,867	8,105	△ 238
	地方債	9,145	9,192	△ 46
	社債	14,949	15,085	△ 135
	その他	100,037	103,368	△ 3,331
	小計	134,620	138,603	△ 3,983
合計		476,873	464,009	12,864

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
株式	1,262
その他	2
合計	1,265

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	2,707	752	107
債券	45,830	1,595	667
国債	32,839	1,257	664
地方債	9,144	283	—
社債	3,846	54	3
その他	20,039	1,209	206
合計	68,576	3,558	981

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	6,510 百万円
繰越欠損金	3,104
有価証券評価損	2,811
退職給付引当金	1,765
減価償却	201
その他	<u>918</u>
繰延税金資産小計	15,311
評価性引当額	<u>△ 5,462</u>
繰延税金資産合計	9,849
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>3,285</u>
繰延税金負債合計	3,285
繰延税金資産の純額	<u>6,563 百万円</u>

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,437 円 18 銭
1株当たりの当期純利益金額	63 円 61 銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	43 円 41 銭

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。また、子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 4社
ちば興銀カードサービス株式会社
ちば興銀ビジネスサービス株式会社
千葉総合リース株式会社
ちば興銀コンピュータソフト株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等4社の決算日は親会社と同一であります。

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	14年～50年
その他	3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は19,440百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

7. 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

9. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

10. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

11. 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

12. 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

13. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、一部の子会社及び子法人等を除き税抜方式によっております。

会計方針の変更

（「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用）

法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日）を当連結会計年度に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ 12 百万円増加しております。

追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 26 号 平成 28 年 3 月 28 日）を当連結会計年度から適用しております。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は 424 百万円、延滞債権額は 29,131 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 41 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 2,888 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 32,485 百万円であります。

なお、上記 1. から 4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号 平成 14 年 2 月 13 日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,526 百万円であります。

6. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 3 号 平成 26 年 11 月 28 日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、1,015 百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	46,411 百万円
------	------------

担保資産に対応する債務

預 金	575 百万円
-----	---------

債券貸借取引受入担保金	17,230 百万円
-------------	------------

借 用 金	7,068 百万円
-------	-----------

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 10,038 百万円及びその他資産 55 百万円を差し入れております。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金 10 百万円及び保証金 1,708 百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定され

た条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、470,876 百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが423,596 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 23,157 百万円
10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 5,000 百万円が含まれております。
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は 35,962 百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 236 百万円を含んでおります。
2. 当連結会計年度において、以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、使用方法の変更及び地価の下落等により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 336 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
千葉県内	営業店舗 9 か所	土地及び建物等	320 百万円
〃	遊休資産 1 か所	土地	8 百万円
千葉県外	営業店舗 1 か所	建物等	8 百万円

資産のグルーピングの方法は、営業店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位、遊休資産については各資産単位としており、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、連結子会社については各社を1つの単位としております。

なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、不動産鑑定評価額等から処分費用見込額を控除して算定しております。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	62,222	—	—	62,222	
第二種優先株式	5,000	—	—	5,000	
第四種優先株式	6,400	—	1,750	4,650	（注1）
第1回第六種優先株式	—	600	—	600	（注2）
合 計	73,622	600	1,750	72,472	
自己株式					
普通株式	60	1	6	54	（注3）
第四種優先株式	—	1,750	1,750	—	（注4）
合 計	60	1,751	1,756	54	

（注1）第四種優先株式の発行済株式の減少は、平成29年2月の自己株式消却による減少であります。

（注2）第1回第六種優先株式の発行済株式の増加は、公募による新株の発行による増加であります。

（注3）普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。また、自己株式の減少は、ストック・

オプションの権利行使による減少であります。

(注4) 第四種優先株式の自己株式の増加及び減少は、平成29年2月の自己株式取得及び消却に伴うものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		—				47	
合 計			—				47	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年 6月28日 定時株主総会	普通株式	186百万円	3円	平成28年 3月31日	平成28年 6月29日
	第二種優先株式	520百万円	104円	平成28年 3月31日	平成28年 6月29日
	第四種優先株式	1,408百万円	220円	平成28年 3月31日	平成28年 6月29日
合計		2,114百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年 6月28日 定時株主総会	普通株式	186百万円	利益剰余金	3円	平成29年 3月31日	平成29年 6月29日
	第二種優先株式	520百万円	利益剰余金	104円	平成29年 3月31日	平成29年 6月29日
	第四種優先株式	1,023百万円	利益剰余金	220円	平成29年 3月31日	平成29年 6月29日
	第1回第六種優先株式	330百万円	利益剰余金	550円	平成29年 3月31日	平成29年 6月29日

平成29年6月28日の定時株主総会において、議案を付議する予定であります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、地元中小企業への貸出業務、住宅ローンなどの各種ローン等を主要事業として認識し、地域金融機関としての金融サービス事業を展開しております。また運用の一環として有価証券投資を行っております。

このように、金利変動、元本毀損などの各種リスクが内在する金融資産及び金融負債を有していることから、当行グループはリスク管理を経営の重要課題として位置づけ、リスク管理体制を構築し、各種リスクをコントロールするため「リスク管理の方針」のもと「リスク管理統括規程」を制定、リスクを統合的に管理する部署としてリスク統括部を設置するほか、横断的な組織としてリスク管理委員会を設置し、規程に基づいた管理を実施しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。その他、貸出金のうち貸出金利を固定とする約定でその期間が長期のものは金利の変動リスクにも晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び顧客向け売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

金融負債のうち主要なものは預金ですが、そのうち定期預金で期間が長期のものは金利の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引は、主として金利スワップ取引及び通貨スワップ取引、為替予約取引があります。これらは、顧客の財務上のニーズにお応えするため、並びに金利・為替変動に対する当行のリスクを軽減することを目的として取り扱っています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

また、与信ポートフォリオ管理の一環である大口信用管理として、審査関連部は、半期毎に「大口信用モニタリング制度」により大口信用先の状況等を経営へ報告するとともに、「信用貸出（未保全）限度額ガイドライン」を中心とした管理態勢を構築し、与信集中の防止に取り組んでおります。具体的には、「信用貸出（未保全）限度額ガイドライン」超過先は、経営宛に方針協議を行い、必要と判断された先については「個社別信用方針検討会」を実施しております。

有価証券の発行体、コールローンの相手先の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行は金利の変動リスクを管理するため、部門を横断する機関として、ALM委員会を設置しております。

金利リスクを適切にコントロールするために、「市場関連リスク運営・管理要領」及び「市場リスク計測基準」に基づき、リスク管理部門（リスク統括部）により定期的にギャップ分析や金利感応度分析等によるモニタリングを実施、そのモニタリング結果をALM委員会に報告・協議しております。ALM委員会では、そのモニタリング結果を元に、有効なリスク・コントロールを図るべく協議を行い、定期的に取り締役に金利リスクの状況を報告しています。

(ii) 為替リスクの管理

当行は、為替の変動リスクに関して、通貨ごとにポジションがスクエアになるよう日常的にコントロールし、管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、市場関連リスクに関する管理諸規程に従い、適切にコントロールされています。具体的には半期毎に経営会議等において、自己資本等の経営体力の範囲内で、部門別・リスクカテゴリー別にリスクリミットや損失限度額を設定し、管理しています。当行グループが保有している株式の多くは、業務・資本提携を含む事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしており、経営陣に定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、市場関連リスク管理各種規程に基づき実施、管理しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行のリスク統括部において、「貸出金」、「有価証券」のうち時価を把握することが極めて困難と認められるもの以外のもの、「預金」、「外国為替」、「デリバティブ取引」など、いずれもトレーディング目的以外である主たる金融商品に対し、バリュエーション・アット・リスク (V a R) を用いて市場リスク量を計量しております。

このV a Rの算定は、「有価証券」のうち株式についてヒストリカル法（信頼区間 99%、観測期間 5 年、保有期間は純投資目的は 60 日、それ以外は 120 日）、株式以外の金融商品については分散・共分散法（信頼区間 99%、観測期間 1 年、保有期間は「貸出金」、「預金」及び「デリバティブ取引」は 240 日、それ以外は 60 日）を採用しております。

平成 29 年 3 月 31 日（当期の連結決算日）現在で当行グループの市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で 26,490 百万円であります。

なお、当行グループでは、モデルが算出する V a R と損益を比較するバックテストを実行しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、V a R は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、ALM委員会を通して、経営環境、資金繰り状況、流動性確保状況等を勘案した、適切な資金管理を行っております。また、日常の資金繰りは「ローンポジションの堅持」を基本方針として運営しており、市場性ある有価証券の保有等、流動性の確保に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注 2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対 照表計上額	時 価	差 額
（１）現金預け金	128,541	128,541	—
（２）商品有価証券 売買目的有価証券	44	44	—
（３）有価証券 満期保有目的の債券	36,962	37,253	290
その他の有価証券	477,512	477,512	—
（４）貸出金 貸倒引当金（＊１）	1,989,720 △ 11,212		
	1,978,507	1,995,830	17,322
資産計	2,621,568	2,639,182	17,613
（１）預金	2,390,475	2,390,590	115
負債計	2,390,475	2,390,590	115
デリバティブ取引（＊２） ヘッジ会計が適用されていないもの	303	303	—
デリバティブ取引計	303	303	—

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊２）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注 1）金融商品の時価の算定方法

資 産

（１）現金預け金

満期のない預け金及び満期のある預け金のうち預入期間 1 年以内のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金のうち預入期間 1 年を超えるものについては、将来キャッシュ・フローを見積もり、リスク・フリーに近い市場利子率で割り引くことにより算定しております。

（２）商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

（３）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。自行保証付私募債は、発行体の信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを見積もり、リスク・フリーに近い市場利子率で割り引いて算出しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利による事業性貸出は、債務者の内部格付及び期間に基づく区分ごとに、保全を考慮した予想デフォルト率により算出した将来キャッシュ・フローを、リスク・フリーに近い市場利子率で割り引いて時価を算定しております。固定金利による住宅ローン及び消費者ローンは、期間に基づく区分ごとに、元利金合計額を、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引くことにより時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する表示利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ、金利キャップ等）、通貨関連取引（為替予約、通貨スワップ等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（３）その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式（＊１）	1,263
② 組合出資金（＊２）	2
合 計	1,266

(＊１) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(＊２) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注３) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	104,447	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	10,257	17,328	8,208	168	—	1,000
その他有価証券のうち満期があるもの	80,331	133,060	62,861	17,630	120,483	9,837
貸出金（＊）	449,996	332,287	225,185	148,894	202,567	594,014
合 計	645,032	482,675	296,255	166,694	323,050	604,852

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない29,319百万円、期間の定めのないもの7,454百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	2,257,292	119,100	14,081	—	—	—
合 計	2,257,292	119,100	14,081	—	—	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成29年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価 差額(百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券(平成29年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計 上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対 照表計上額を超え るもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	33,705	33,976	270
	その他	1,000	1,042	42
	小計	34,705	35,018	312
時価が連結貸借対 照表計上額を超え ないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	2,257	2,235	△ 21
	その他	—	—	—
	小計	2,257	2,235	△ 21
合計		36,962	37,253	290

3. その他有価証券（平成 29 年 3 月 31 日現在）

	種類	連結貸借対照表計 上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	26,794	12,895	13,898
	債券	255,975	253,620	2,354
	国債	62,295	61,530	765
	地方債	46,389	45,613	775
	社債	147,290	146,476	813
	その他	60,122	58,990	1,132
	小計	342,892	325,506	17,385
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	2,619	2,851	△ 231
	債券	31,962	32,383	△ 420
	国債	7,867	8,105	△ 238
	地方債	9,145	9,192	△ 46
	社債	14,949	15,085	△ 135
	その他	100,037	103,368	△ 3,331
	小計	134,620	138,603	△ 3,983
合計		477,512	464,109	13,402

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	2,707	752	107
債券	45,830	1,595	667
国債	32,839	1,257	664
地方債	9,144	283	—
社債	3,846	54	3
その他	20,039	1,209	206
合計	68,576	3,558	981

（1 株当たり情報）

1 株当たりの純資産額 1,465 円 62 銭

1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 67 円 41 銭

潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 45 円 34 銭

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 20 百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役4名及び執行役員11名	当行取締役4名及び執行役員11名	当行取締役4名及び執行役員11名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 28,700株	普通株式 23,400株	普通株式 59,700株
付与日	平成26年7月14日	平成27年8月4日	平成28年7月21日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成26年7月15日から平成56年7月14日まで	平成27年8月5日から平成57年8月4日まで	平成28年7月22日から平成58年7月21日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成29年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	59,700株
失効	—	—	—
権利確定	—	—	59,700株
未確定残	—	—	—
権利確定後			
前連結会計年度末	25,900株	23,400株	—
権利確定	—	—	59,700株
権利行使	3,600株	2,900株	—
失効	—	—	—
未行使残	22,300株	20,500株	59,700株

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格(注)	1円	1円	1円
行使時平均株価	369円	369円	—
付与日における公正な評価単価(注)	734円	700円	377円

(注) 1株当たり換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第3回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	第3回新株予約権
株価変動性（注1）	40.93%
予想残存期間（注2）	15年
予想配当（注3）	3円／株
無リスク利子率（注4）	△0.03%

（注1） 予想残存期間15年に対応する期間の株価実績に基づき算定しております。

（注2） 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

（注3） 直近2期の実績配当金の単純平均によっております。

（注4） 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効のみ反映させる方法を採用しております。